

一 尾瀬サステイナブルプラン

尾瀬ネイチャーラーニング募集要項 県外向け

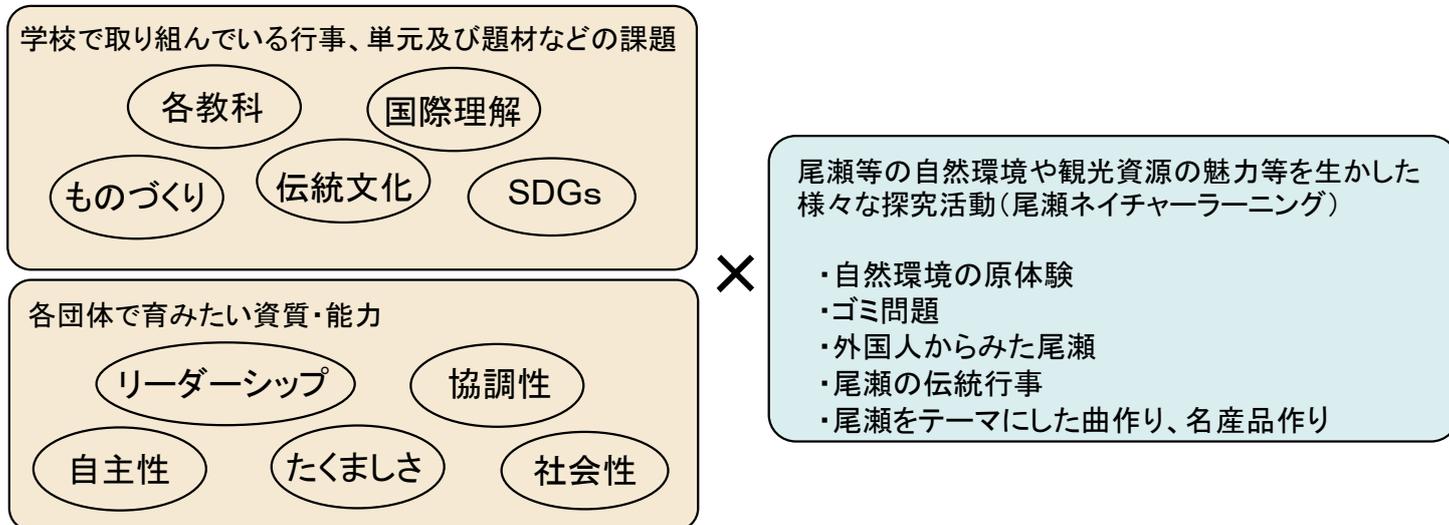
尾瀬国立公園、芳ヶ平湿地群の自然などの魅力を生かした
探究的・教科横断的なSTEAM教育の実践や
主体的に考える活動を支援します

1 尾瀬ネイチャーラーニング補助金制度の目的

群馬らしい学びにより始動人の輩出を目指し、群馬の魅力を広く県内外に発信することを目的とし、尾瀬国立公園又は芳ヶ平湿地群(以下「尾瀬等」という。)の自然環境や観光資源の魅力を生かした学びと体験により探究的・教科横断的なSTEAM教育の実践や主体的な思考を養う。

尾瀬ネイチャーラーニングを活用した活動イメージ

各学校や団体の取組に、尾瀬等での様々な体験を生かした探究的・教科横断的なSTEAM教育



2 補助事業者(補助金交付対象者)

補助対象事業を実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小中学校等
- (2) 学校法人及び国立大学法人
- (3) 社会教育関係団体

3 補助対象となる事業

次のいずれにも該当し、小中学生を対象とした事業とする。

- (1) 小中学校等が実施する場合は、実社会での課題解決に生かす教科横断的なSTEAM教育を実践するものであり、社会教育関係団体が実施する場合は、実社会での課題の解決策について主体的に考える活動を実施するものであること。
- (2) 尾瀬・芳ヶ平での体験活動においては、概ね小中学生約8名に対して一定の要件を有するガイド(以下「ガイド」という。)1名が同行すること*1。
- (3) ガイドによる事前学習を実施する*2ものであること。
- (4) 事後学習(振り返り又は活動成果のまとめ)を実施し、活動成果を外部に向けて発信するものであること*3。
- (5) 尾瀬山小屋組合に加入している山小屋又は群馬県立の青少年自然の家に1泊以上宿泊するものであること。

外部への発信方法 ・公開型の発表会(学習発表会、文化祭等)
 ・Webサイトへの掲載(各学校や団体のホームページ等)
 ・新聞紙面への投稿
 ・県有施設(tsulunos、県民ホール、県民ギャラリー)からの発信 等

※県有施設の利用を御希望の場合は、あらかじめ自然環境課尾瀬保全推進室まで御相談ください。

- *1 参加者に対するガイド数は、現地での安全管理及びより効果的な現地活動を確保するため、概ね参加者(小中学生)8名に対し、ガイド1名としています。
- *2 現地における活動をより充実させるために、ガイドが各学校や団体の参加予定者に向けて予備知識を学んでもらうとともに、尾瀬・芳ヶ平での活動に興味をもってもらえることを目的としております。また、尾瀬・芳ヶ平での活動について、当日のコースや現地での留意点や準備等について、ガイドと各学校や団体の責任者で打合せを行います。
- *3 活動成果については、文集、写真集、HPや動画の制作等、どのような形でもかまいません。上記以外の各学校や団体外に向けた発信方法の適否については、別途、自然環境課尾瀬保全推進室まで御相談ください。

4 補助対象経費と補助率

補助対象経費及び金額	補助率
ガイド料(オンラインでの事前学習実施経費*4を含む) ……ガイド1名当たり20,000円 ※尾瀬・芳ヶ平の山小屋に宿泊して2日間ガイドをつける場合 ……ガイド1名当たり40,000円 ……ガイドの山小屋宿泊料	補助対象経費の総額1/2

*4 事前学習に係る会場費等は対象外です。

5 他の補助金、助成金との併用について

尾瀬ネイチャーラーニング補助金と県の他の補助金、国庫補助金、市町村、民間団体等からの補助金や助成金との併用については、補助金や助成金の条件等によって可否が異なります。

他の補助や助成を予定している場合は、必ず事前に自然環境課尾瀬保全推進室まで御相談ください。

6 補助金の交付申請等について

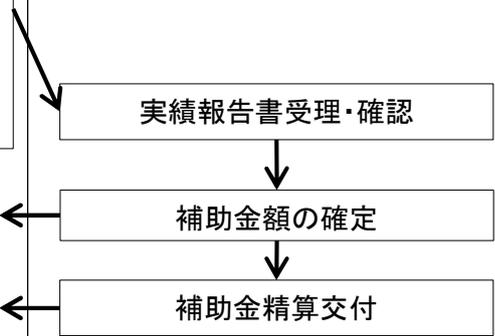
(1) 申請手続の流れ

	補助事業者(申請者)	群馬県自然環境課	
① 事業実施希望調査	<p>実施希望調査票作成・提出</p> <p>実施日通知受理</p>	<p>翌年度の事業実施の周知</p> <p>実施希望調査票受理</p> <p>実施日の調整・決定</p> <p>実施日の通知</p>	<p>○現地体験の実施日は、混雑緩和とガイド確保のため、実施数を調整しています。同日に希望が集中した場合は希望に添えないこともありますので、御了承ください。</p> <p>※詳細は、実施希望調査票の裏面を御覧ください。</p> <p>○参加人数等に変更が見込まれる場合は、その旨、備考に記入してください。</p>
② 交付決定まで	<p>事業計画書【別紙1-2】作成 (添付資料) ・事業を実施する団体の資料*7</p> <p>補助金内示通知受理</p> <p>補助金交付申請書【様式第1号】作成 (添付資料) ・事業計画書【別紙1-2】 ・学習成果発信計画(任意様式) ・事前着手届出書*8</p> <p>補助金交付決定通知書受理 ※交付決定通知書受理以降に事業実施してください。*8</p>	<p>事業計画書等の申請スケジュールについて通知</p> <p>事業計画書受理</p> <p>事業及び団体の確認</p> <p>補助金内示通知</p> <p>補助金交付申請書受理・確認</p> <p>補助金交付決定</p>	<p>○補助金の申請に当たっては、尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱も御覧ください。</p> <p>○申請後に経費に大きな変更が生じることのないよう参加者数、ガイドの人数を十分に検討してください。</p> <p>○内示通知受理後、別に定める日までに、交付申請書及び添付資料を自然環境課に提出(メールまたは郵送)してください。</p>

*7 社会教育団体が事業計画書を提出する際に、事業を実施する団体の資料として、下記の①～④を添付してください。

- ①今年度または前年度に社会教育法第13条の規定により補助金を受けた際の交付決定通知書の写し(補助金を受けた団体が申請する場合に限る。また、補助金を受けた団体に加盟する団体が申請する場合は、これに加えて、加盟していることを明らかにする資料)
- ②事業を実施する団体の概要
- ③団体規約、会則、定款、寄付行為等、組織運営上のルールを記したもの
- ④役員名簿

*8 やむを得ない事情で交付決定前に事業に着手する場合は、必ず、交付申請書提出時に併せて事前着手届出書【様式第2号】を提出してください。

	補助事業者(申請者)	群馬県自然環境課	
③ 事業実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業の実施 *9</div> 1) ガイドによる事前学習、打合せ 2) 現地(尾瀬・芳ヶ平)における体験活動 3) 振り返り又は活動成果のまとめ 4) 活動成果を団体外へ発信	補助事業等の現地調査 	○事業の実施において、1)～4)の実施は必須事項です。 ○モデル事業として、現地調査をお願いする場合があります。 ○補助金受領は事業終了後(実績報告書の提出後)になります。
④ 事業終了後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">実績報告書【様式第4号】作成 (添付書類) ・実施状況報告書【別紙2-2】 ・請求書等の写し ・実施概要 ・活動成果の発信についての概要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">確定通知書受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金受領</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">実績報告書受領・確認</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">補助金額の確定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金精算交付</div> 	○事業完了後、速やかに提出してください。 ○交付額を確定し、指定口座に補助金を振り込みます。

*9 提出した事業計画等の交付申請書、又は交付決定内容に変更が生じる場合、変更交付申請書等の手続が必要となりますので、現地での活動前までに自然環境課尾瀬保全推進室まで速やかに御相談ください。

(2) 募集用スケジュール

尾瀬・芳ヶ平での現地活動期間:6月7日～10月10日*11



*11 尾瀬・芳ヶ平は標高が高い山岳地帯のため10月中旬になると、霜が降りたり、降雪になる場合もあります。また、営業終了する山小屋もあります。参加者の安全管理を踏まえ、本事業での現地活動実施は10月10日までとします。

*12 やむを得ない事情で、交付決定前に事業に着手する場合は、内示後に事前着手届出書を提出してください。事前着手届出書の提出日から事業の着手が可能となります。

(3) 現地調査

「尾瀬ネイチャーラーニング」補助金事業では、交付決定を受けた補助事業者に対し、現地での活動の様子等について調査を行う予定です。調査については、県職員等により行いますが、調査の対象となった団体には事前に連絡いたしますので、御協力をお願いいたします。

(4) 各種問い合わせ

申請や現地での活動等に関する問い合わせは随時受け付けております。

●尾瀬国立公園で実施する場合

群馬県環境森林部 自然環境課 尾瀬保全推進室
電話 027-226-2881 FAX 027-220-4421
E-mail kanshizen@pref.gunma.lg.jp

●芳ヶ平湿地群で実施する場合

群馬県環境森林部 自然環境課 自然環境係
電話 027-226-2872 FAX 027-243-7702
E-mail kanshizen@pref.gunma.lg.jp

(5) 書類の提出先

※書類は、郵送又はメールで御提出ください。

群馬県環境森林部 自然環境課 尾瀬保全推進室

住所: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-226-2881 FAX 027-220-4421
E-mail kanshizen@pref.gunma.lg.jp

7 事業実施に向けての主な準備

※事業実施に向けての、主な準備のみ記載しています。

(1) 現地の情報収集

① 公益財団法人 尾瀬保護財団のHP

シーズン中の尾瀬の様子や散策モデルコース、適した装備(服装)等の情報が掲載されています。



「今朝の尾瀬山ノ鼻」

シーズン中、山ノ鼻地区のその日の午前7時の天気や気温も毎日更新しています。

URL: <https://oze-fnd.or.jp/>

② 中之条町のHP

芳ヶ平湿地群の紹介や取組等の情報が掲載されています。

URL: <https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/9/1397.html>

③ 小中学校向け資料

現地の概要、持ち物、緊急時の対応等については、小中学校向けに作成した「尾瀬学習プログラム」、「尾瀬学習プログラムー学習活動編ー」、「尾瀬学習プログラムー山小屋宿泊編ー」又は「芳ヶ平湿地群環境学習実施の手引き」も参考にいただけます。

(群馬県総合教育センターのHP【各課発行・提供資料】>義務教育課>人権・キャリア教育推進関係資料>環境教育に関する資料 からダウンロードできます。)

(2) ガイドについて

① 事前学習、現地活動を担当するガイドは、現地活動の実施日決定後、県が調整し、各学校や団体を担当するガイドを割り振ります。担当ガイドが決まり次第、ガイド団体事務局(窓口)から各学校や団体担当者へ、ガイドの割り振り結果、担当チーフガイドについての連絡があります。

② ①の後、各学校や団体担当者と担当チーフガイドとで連絡を取り、事前学習の実施日程や内容、現地活動の行程等について打合せを実施します。

◎尾瀬ネイチャーラーニング、ガイド団体事務局（窓口）

【尾瀬】

尾瀬ハイキングガイド 桂田直樹

Tel: 090-1122-6312 または 0278-58-4824（オウレット内） Fax: 0278-58-4823

※尾瀬に入っている場合、電話に出られない場合もあります。御留意ください。

【芳ヶ平】

芳ヶ平湿地群環境学習ガイド協議会 代表 木村正臣

Tel: 080-1002-9752 mail: yamaameumikaze@gmail.com

（3）バスについて

尾瀬 戸倉～鳩待峠間を通行できる貸切バスは「乗車定員が11～29名以下かつ車両の長さ7m以下」となっております。尾瀬国立公園の各登山口における交通対策の詳細については、群馬県HPや公益財団法人尾瀬保護財団HP等で御確認ください。

（4）教材について

- ① 実施予定団体には、参加小中学生人数分の教材を無料配付します。

【尾瀬】・尾瀬ミニブック

・尾瀬フィールドマップ

・尾瀬を守る仕組みー公衆トイレ、木道ー

【芳ヶ平】・芳ヶ平湿地群ミニブック

- ② 尾瀬で活動する団体には、希望に応じて「尾瀬国立公園誕生DVD」（NHKエンタープライズ制作）や尾瀬立体地図（新規実施年度のみ）も配布しますので、御活用ください。

（5）その他注意事項

- ① 荒天時等で、野外での活動が難しい場合の代替見学先として、大清水湿原、昆虫の森等、尾瀬・芳ヶ平や自然に関する施設を想定しており、ガイドが同行いたします。代替見学施設は、事前に問い合わせ及び予約（必要な場合）をしてください。
- ② 荒天時等の代替見学については、行き先、内容によっては補助金の対象となりませんので、事前に自然環境課尾瀬保全推進室に御確認ください。
- ③ 現地で不測の事態等により経費等が発生した場合、補助金の対象になる場合もあります。該当事案が発生した場合は速やかに自然環境課尾瀬保全推進室へ御連絡ください。

8 その他

(1) 尾瀬・芳ヶ平は山岳地帯です。山岳地帯は気候が変わりやすく雨がよく降りますが、現地学習は多少の雨*13であれば実施できます。ただし、雷等の注意報発令時には安全のために行動範囲が限定される場合があります。

荒天時の中止・延期・行き先変更等の判断は、チーフガイドと相談のうえ原則として前日までに行ってください。

(2) 実施日の変更を希望する場合は、速やかに自然環境課尾瀬保全推進室に御相談ください。

(3) 交付決定時から補助金額の増額及び補助金額の20%以上の減額が見込まれる場合、変更等承認申請が事前に必要です。実施後の変更等承認申請はできませんので、変更が必要な場合、速やかに自然環境課尾瀬保全推進室へ御連絡ください。

*13 目安としては、1時間の雨量が2～3mm以下です。（ただし、学年による）